資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年二月八日

神奈川県高座郡寒川町小谷二丁目六番六号
有限会社フルキ精機
取締役　古木　崇子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年二月一日

掲載頁　五十七頁（号外第二十二号）

平成二十八年二月八日

京都市中京区西ノ京壺の内町二〇番地六
株式会社マルナカ商会
代表取締役　中川　貴之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千百二十七万九千五百十円減少し四億九千八百七十二万四百九十円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年三月十八日であり、株主総会の決議は、平成二十八年二月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月十八日

掲載頁　二十八頁（号外第一八六号）

平成二十八年二月八日

大阪府大阪市住之江区緑木一丁目四番一六号
日鉄住金ボルテン株式会社
代表取締役社長　大迫　敏也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年二月八日

兵庫県加古川市西神吉町鼎一五〇番地の一
有限会社タナカ石油
代表取締役　田中　克行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千万円、資本準備金の額を四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月二日

掲載頁　四十五頁（号外第一四九号）

平成二十八年二月八日

東京都渋谷区神宮前四丁目二六番一八号
株式会社鳳凰
代表取締役　藤森　源久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六百四十五万円、資本準備金の額を三億二千七百九十四万五千円減少し、それぞれ六千万円、三千万円とすることとし、減少額全額を資本の欠損のてん補に充てることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年三月二十八日であり、株主総会の決議は平成二十八年一月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月二十四日

掲載頁　五十一頁（号外第一六七号）

平成二十八年二月八日

東京都港区南麻布三丁目二〇番一号
株式会社フレイムハーツ
代表取締役　河野　亮

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年二月八日

兵庫県加古川市西神吉町鼎一五〇番地の一
有限会社タナカ石油
代表取締役　田中　克行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千万円、資本準備金の額を四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月二日

掲載頁　四十五頁（号外第一四九号）

平成二十八年二月八日

東京都渋谷区神宮前四丁目二六番一八号
株式会社鳳凰
代表取締役　藤森　源久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月二日

掲載頁　四十五頁（号外第一四九号）

平成二十八年二月八日

神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下七二番地
株式会社對星館
代表取締役　藤森　源久

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年二月二十三日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主または登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十八年二月八日

大阪市西区立売堀三丁目八番二号
井上定株式会社
代表取締役社長　井上　和雄

株式移転につき通知公告

当社は、ＴＳＰ太陽グループ株式会社（住所東京都目黒区東山一丁目一七番一六号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

なお、会社法第八〇六条第一項の規定に基づき、当社株式の買取請求をされる株主の皆様は、平成二十八年二月二十九日までに、書面によりその旨および買取請求者の氏名または名称、住所、株式買取請求に係る株式の数をご通知下さい。

平成二十八年二月八日

東京都目黒区東山一丁目一七番一六号
ＴＳＰ太陽株式会社
代表取締役　広岡　正明

合併につき株券等提出公告

当社は、南海ビルサービス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年二月八日

大阪市浪速区日本橋西一丁目三番一九号
インターホリデイ株式会社
代表取締役　廉林　光夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジョン・ポール・トッピーノが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十八年二月八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一七号
エム・アール・アイ・リミテッド
日本における代表者
ジョン・ポール・トッピーノ

限定承認公告

本籍東京都大田区東雪谷三丁目五一五番地、最後の住所東京都多摩市桜ケ丘三丁目一〇番地の五
被相続人　亡　永久保忠治

右被相続人は平成二十七年七月三日死亡し、その相続人は平成二十八年一月二十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月八日

東京都多摩市桜ケ丘三丁目一〇番地の五
相続財産管理人　永久保寛治

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所兵庫県姫路市西庄四一〇番地五

被相続人　亡　岡田勝己こと　姜　勝己

右被相続人は平成二十三年二月十九日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月十五日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月八日

兵庫県姫路市南車崎二丁目一番一二―三〇三号
限定承認者　岡田　隆男

正誤

ページ	段	行	誤	正
四	下	一～二	55,700	557,000

（原稿誤り）

◉号外　二月五日付特第五号二ページ
第二五号四〇ページ
◉付録　一月官報目録一二ページ

ジ●同月八日付第二八号四八ページ●同日付政府調達

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）